



# 山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外(29)

## 目 次

### 訓 令

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令.....	( 総 務 課 ) ... 1
山形県公印規程の一部を改正する訓令.....	( 同 ) ... 4

## 訓 令

### 山形県訓令第12号

中 出先機関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程(昭和43年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第49条」を削る。

第8条第1項中「(室を含む。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「(室長を含む。以下同じ。)」を削る。

第48条を次のように改める。

(準用)

第48条 総合支庁(総合支庁の庁舎以外の庁舎にある課を除く。)の文書の管理については、前章(第33条第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第11条中「総務部総務課(以下「文書主管課」という。)」とあるのは「総合支庁総務企画部総務課(村山総合支庁総務企画部西村山総務課及び村山総合支庁総務企画部北村山総務課並びに置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課を含む。以下この章において同じ。)」と、「本庁」とあるのは「庁舎」と、同条第2号、第12条第1項及び第2項、第14条、第20条、第41条並びに第42条中「文書主管課」とあるのは「総合支庁総務企画部総務課」と、第31条第1号及び第40条第1項第1号中「文書主管課」とあるのは「総務部総務課」と、第35条第2項中「文書主管課長」とあるのは「総合支庁総務企画部総務課長(村山総合支庁総務企画部西村山総務課長及び村山総合支庁総務企画部北村山総務課長並びに置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課長を含む。以下この章において同じ。)」と、第36条、第40条第1項、第43条、第46条並びに第47条第2項及び第3項中「文書主管課長」とあるのは「総合支庁総務企画部総務課長」と、第36条及び第47条第2項中「文書主管課に」とあるのは「総合支庁総務企画部総務課に」と読み替えるものとする。

2 総合支庁以外の出先機関(総合支庁の庁舎以外の庁舎にある課を含む。)の文書の管理については、前章(第33条第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第11条中「総務部総務課(以下「文書主管課」という。)」とあるのは「文書事務を所管する組織」と、「本庁」とあるのは「出先機関(総合支庁の庁舎以外の庁舎にある課を含む。以下この章において同じ。)」と、同条第2号、第12条第1項及び第2項、第14条、第20条、第41条並びに第42条中「文書主管課」とあるのは「文書事務を所管する組織」と、第19条及び第20条中「主務課長の指名する者」とあるのは宿日直員を置く出先機関にあつては「宿日直員」と、宿日直員を置かない出先機関にあつては「出先機関の長の指名する者」と、第31条第1号及び第40条第1項第1号中「文書主管課」とあるのは「総務部総務課」と、第31条第2号中「主務課」とあるのは「文書事務を所管する組織(総合支庁の庁舎以外の庁舎にある課にあつては主務課)」と、第35条第2項、第36条、第40条第1項、第43条、第46条並びに第47条第2項及び第3項中「文書主管課長」とあるのは「出先機関の長」と、第36条及び第47条第2項中「文書主管課に」とあるのは「文書事務を所管する組織に」と読み替えるものとする。

第49条を削る。

別表第1号の1本庁の項の表中「学事振興課」を「学術振興課」に、

「環境保護課 国民文化祭推進事務局	「環境保護課 国文祭」	を	「環境保護課 環境」	に、
----------------------	----------------	---	---------------	----

「建設業調整室 建調」	を	「建設企画課 建企」	に、「工事検査室」
----------------	---	---------------	-----------

を「工事検査課」に改め、同別表の2出先機関の項の表中

「山形県立保健医療大学 山形県立保健医療短期大学	「保大 保医大」	を	「山形県立保健医療大学 保大」	に、
-----------------------------	-------------	---	--------------------	----

「山形県立総合療育訓練センター 山形県立総合療育訓練センター 庄内支所 山形県立鶴岡乳児院 山形県立最上学園 山形県立やまなみ学園 山形県立鳥海学園 山形県立朝日学園 山形県婦人相談所 山形県婦人保護施設金谷寮	「療セ 療セ庄 乳 最学 や学 鳥学 朝学 婦相 婦保」	を	「山形県立鶴岡乳児院 山形県立朝日学園 山形県婦人相談所 山形県婦人保護施設金谷寮 山形県立総合療育訓練センター 山形県立総合療育訓練センター 庄内支所 山形県立最上学園 山形県立やまなみ学園 山形県立鳥海学園	「乳 朝学 婦相 婦保 療セ 療セ庄 最学 や学 鳥学」	に、
--	--	---	--	--	----

「山形県立最北高等技術専門校 最高専」	を	「山形県水産試験場 山形県内水面水産試験場 中央家畜保健衛生所 最上家畜保健衛生所 置賜家畜保健衛生所 庄内家畜保健衛生所	「水試 内試 中畜 最畜 置畜 庄畜」	に、
------------------------	---	--	------------------------------------	----

「山形県立園芸試験場 園試」	を	「山形県立園芸試験場 山形県立養豚試験場	「園試 養豚試」	に、
-------------------	---	-------------------------	-------------	----

「山形県病虫害防除所庄内支所 山形県立養豚試験場 最上家畜保健衛生所 庄内家畜保健衛生所 中央家畜保健衛生所 置賜家畜保健衛生所 山形県水産試験場 山形県内水面水産試験場	「病防庄 養豚試 最畜 庄畜 中畜 置畜 水試 内試」	を	「山形県病虫害防除所庄内支所 病防庄」	に、
--	--	---	------------------------	----

「山形県綱木川ダム建設事務所 山形県山形空港事務所	「網建 空」	を	「山形県山形空港事務所 山形県綱木川ダム建設事務所	「空 網建」	に、
------------------------------	-----------	---	------------------------------	-----------	----

「福祉課 環境課 保健企画課 地域保健予防課 産業経済総務課	「最総福 最総環 最総保企 最総保予 最総産総」	を	「保健企画課 地域保健予防課 福祉課 環境課 産業経済総務課 商工労働観光課	「最総保企 最総保予 最総福 最総環 最総産総 最総商」	に、
--	--------------------------------------	---	---	---	----

福	社	課	庄	福	を	保	健	企	画	課	庄	保	企	
環	境	課	庄	環		健	検	査	画	課	庄	総	検	庄
保	健	課	庄	保		生	生	活	衛	生	課	庄	総	生
検	査	課	庄	検		地	域	保	健	予	防	課	庄	保
生	活	課	庄	生		福						課	庄	福
地	域	課	庄	予		環						課	庄	環
		予	防	課										

に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「課(室)」を「課」に改める。

別記様式第9号中「課室名」を「課名」に改める。

別記様式第10号中「課(室)長」を「課長」に、

分類 記号	所属 年度	を	所属 年度	に改める。	
計			計		

別記様式第11号中「課(室)長 殿」を「課長 殿」に、

分類 記号	所属 年度		所属 年度		

		を		に改める。
計				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第13号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 4月 1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年 4月 県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「、室長」を削る。

別表 1(1)庁印の項中

立入検査証明書用	各総合支庁長及び各保健所長（庄内保健所長を除く。）	を
----------	---------------------------	---

「

立入検査証明書及び職員証用	各総合支庁長、村山保健所長及び置賜保健所長	に、
---------------	-----------------------	----

」

「

山形県立各短期大学印	方60	卒業証書用	各短期大学事務局長	を
------------	-----	-------	-----------	---

」

「

山形県立米沢女子短期大学印	方60	卒業証書用	米沢女子短期大学事務局長	に改め、同表(2)職印の項中
---------------	-----	-------	--------------	----------------

」

「

各保健所長（庄内保健所長を除く。）	を	村山保健所長及び置賜保健所長	に、
-------------------	---	----------------	----

」

「

各総合支庁長及び各保健所長（庄内保健所長を除く。）	を	各総合支庁長、村山保健所長及び置賜保健所長	に、
---------------------------	---	-----------------------	----

」

最上総合支庁の総務企画部  
総務課長、保健福祉環境部  
保健企画課長、産業経済部  
農村整備課長及び建設部高  
坂ダム管理課長

を

最上総合支庁の総務企画部  
総務課長、産業経済部農村  
整備課長及び建設部高坂ダ  
ム管理課長

に、

各総合支庁総務企画部総務  
課長並びに村山総合支庁総  
務企画部の西村山総務課長  
及び北村山総務課長並びに  
置賜総合支庁総務企画部西  
置賜総務課長並びに各総合  
支庁保健福祉環境部保健企  
画課長（庄内総合支庁保健  
福祉環境部保健企画課長を  
除く。）並びに村山総合支  
庁の産業経済部家畜保健衛  
生課長及び建設部山形統合  
ダム管理課長並びに最上総  
合支庁の産業経済部農村整  
備課長及び建設部高坂ダム  
管理課長並びに置賜総合支  
庁の産業経済部の農業普及  
課長、産地研究課長及び家  
畜保健衛生課長並びに建設  
部野川水系ダム管理課長並  
びに庄内総合支庁の産業経  
済部の農業普及課長、酒田  
農業普及課長、鶴岡農村整  
備課長、酒田農村整備課長、  
水産課長及び家畜保健衛生  
課長並びに建設部の港湾事  
務所長、庄内空港事務所  
長、温海支所長及び荒沢ダ  
ム管理課長

を

各総合支庁総務企画部総務  
課長、村山総合支庁の総務  
企画部の西村山総務課長及  
び北村山総務課長、保健福  
祉環境部保健企画課長、産  
業経済部家畜保健衛生課長  
並びに建設部山形統合ダム  
管理課長、最上総合支庁の  
産業経済部農村整備課長及  
び建設部高坂ダム管理課  
長、置賜総合支庁の総務企  
画部西置賜総務課長、保健  
福祉環境部保健企画課長、  
産業経済部の農業普及課  
長、産地研究課長及び家畜  
保健衛生課長並びに建設部  
野川水系ダム管理課長並び  
に庄内総合支庁の産業経済  
部の農業普及課長、酒田農  
業普及課長、鶴岡農村整備  
課長、酒田農村整備課長、  
水産課長及び家畜保健衛生  
課長並びに建設部の港湾事  
務所長、庄内空港事務所  
長、温海支所長及び荒沢ダ  
ム管理課長

に、

山形県立各短期大学長 印	方30	卒業証書用	各短期大学事務局長	を
-----------------	-----	-------	-----------	---

山形県立米沢女子短期 大学長印	方30	卒業証書用	米沢女子短期大学事務局長	に、
--------------------	-----	-------	--------------	----

53の3	山形県立保健医療短期 大学長印	方10	"	保健医療短期大学事務局長
53の4	山形県立産業技術短期 大学校長印	方10	"	産業技術短期大学校事務局 長
53の5	山形県立産業技術短期 大学校庄内校長印	方10	"	産業技術短期大学校庄内校 事務局長

を

53の 3	山形県立産業技術短期 大学校長印	方10	〃	産業技術短期大学校事務局 長
53の 4	山形県立産業技術短期 大学校庄内校長印	方10	〃	産業技術短期大学校庄内校 事務局長

に、

村山総合支庁の保健福祉環境部保健企画課長、産業経済部家畜保健衛生課長及び建設部山形統合ダム管理課長並びに最上総合支庁の保健福祉環境部保健企画課長、産業経済部農村整備課長及び建設部高坂ダム管理課長並びに置賜総合支庁の保健福祉環境部保健企画課長、産業経済部の農業普及課長、産地研究課長及び家畜保健衛生課長並びに建設部野川水系ダム管理課長並びに庄内総合支庁の産業経済部の農業普及課長、酒田農業普及課長、鶴岡農村整備課長、酒田農村整備課長、水産課長及び家畜保健衛生課長並びに建設部の港湾事務所長、庄内空港事務所長、温海支所長及び荒沢ダム管理課長

を

村山総合支庁の保健福祉環境部保健企画課長、産業経済部家畜保健衛生課長及び建設部山形統合ダム管理課長、最上総合支庁の産業経済部農村整備課長及び建設部高坂ダム管理課長、置賜総合支庁の保健福祉環境部保健企画課長、産業経済部の農業普及課長、産地研究課長及び家畜保健衛生課長並びに建設部野川水系ダム管理課長並びに庄内総合支庁の産業経済部の農業普及課長、酒田農業普及課長、鶴岡農村整備課長、酒田農村整備課長、水産課長及び家畜保健衛生課長並びに建設部の港湾事務所長、庄内空港事務所長、温海支所長及び荒沢ダム管理課長

に、

55の 4	山形県各室出納員印	方18	〃	各部（局）各室の出納員
56	山形県各公所の出納員 印	方18	〃	各公所の出納員（総合支庁 にあつては、総務企画部総 務課長及び置賜総合支庁産 業経済部産地研究課出納 員）

を

56	山形県各公所の出納員 印	方18	〃	各公所の出納員（総合支庁 にあつては、総務企画部総 務課長及び置賜総合支庁産 業経済部産地研究課出納 員）
----	-----------------	-----	---	---

に改める。

「 9 「 9

別表 2(1)庁印の項中

学	何	山
	短	形
	期	県
印	大	立

を

短	米	山
期	沢	形
大	女	県
学	子	立
印		

に改め、

「 52 「 52  
 学 何 山  
 長 短 形  
 印 期 県  
 大 立  
 同別表(2)職印の項中 を 大学 沢 山  
 印 長 期 形  
 印 期 県  
 立 米  
 立」 に、

「52の3・53の4 52の4・53の5 「52の3・53の3 52の4・53の4  
 山形県立 山形県立産 山形県立 山形県立産  
 産業技術 業技術短期 を 産業技術 業技術短期  
 短期大学 中学校庄内 短期大学 業技術短期  
 校長印 校長印 校長印 中学校庄内  
 校長印 校長印 校長印 校長印」 に改め、

「 53の3 「 55の4  
 山形県立 山形県  
 保健医療 及び 何々室  
 短期大学 出納員印  
 長 印」 を削る。

附 則  
 この訓令は、公布の日から施行する。

平成16年4月1日印刷  
平成16年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056